

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の
日常を守る取組の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルスの感染が続く中、新型コロナウイルス感染症に罹患した後、多くの方は時間の経過とともに症状が改善するものの、いまだ原因が不明であるが、罹患者の中には、長引く症状（罹患後症状）、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。

後遺症の症状である倦怠感や呼吸困難感、集中力・記憶力の低下、睡眠障害等の影響によって、仕事や学業の継続が困難になる方も多く、子どもの場合は自ら症状を訴えることが難しく、怠けていると捉えられるおそれがあるなど、後遺症の影響は、社会生活を送る上で非常に深刻なものとなっている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症に対する社会の向き合い方も変わる中、後遺症の実態解明に向けた取組とともに、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療法等の確立は重要な課題となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人ひとりの日常を守るために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）との関連も含めた実態調査を推進すること。
- 2 一部の医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連等の新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。